

消費税及び地方消費税の 申告書（一般用）の書き方

法人用

税務署

- この「書き方」は令和元年9月30日までに終了する課税期間を対象とし、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）」及び別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」と、これに添付する「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」について、法人向けに一般的な事項を説明します。
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用しないで消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。
 - ※ 簡易課税制度を選択している法人（基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下である場合に限り）は、「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の書き方」をご利用ください。
- 控除不足還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を申告書に添付する必要があります。
 - ※ 控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみ）の還付申告書には添付する必要はありません。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
 - ※ 国税庁では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。税務署におかけになった電話は、全て自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスはwww.nta.go.jp）。

令和元年10月1日～

- 消費税の軽減税率制度の実施について
消費税の軽減税率制度が令和元年10月1日の消費税率の引上げと同時に実施されます。
 - 1 消費税等
 - ① 標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
 - ② 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
 - 2 軽減税率の対象品目
 - ① 酒類・外食を除く飲食料品、② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

その他、軽減税率制度に関して詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
専用ダイヤル 0120-205-553（又は0570-030-456（有料）） 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

令和2年4月1日～

- 大法人のe-Taxの義務化が始まります！
平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、大法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」など）を含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととされました。
 - 1 対象税目・手続は？
法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出
 - 2 大法人とは？

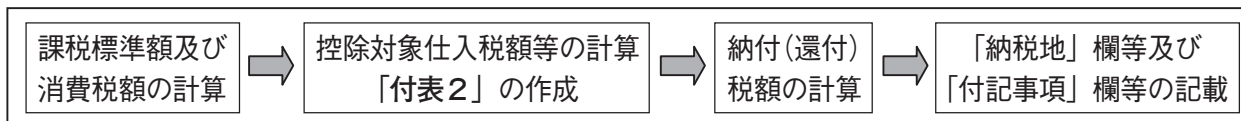
法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体
- e-Taxの利用について
e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。
なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxの義務化となる大法人以外の方もe-Taxをぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

〈令和元年5月作成〉

《申告書の作成手順（特定課税仕入れがない場合）》

申告書の作成は、次の手順で行います。



(注) 経過措置により旧税率（3%又は4%）が適用された取引がある場合は、付表2ではなく、付表1及び付表2-2を使用することとなります。これらの付表は税務署の窓口に備え付けてあります。また、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からもダウンロードできます。

旧税率（3%又は4%）が適用された取引がある場合の申告書の作成手順については、パンフレット「法人用消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方<平成26年4月作成>」を参考にしてください（国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しています。）。

⚠ 特定課税仕入れがある場合は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。リバースチャージ方式による申告書の書き方については、11ページからの「《特定課税仕入れがある場合の申告書の作成手順》」をご覧ください。

リバースチャージ方式による申告が必要な場合について

国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

「特定課税仕入れ」がある課税期間において、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

※1 一般課税で申告を行う事業者であっても課税売上割合が95%以上である課税期間や、簡易課税制度が適用される課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

※2 免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

～「事業者向け電気通信利用役務の提供」について～

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる「電気通信利用役務の提供」について、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準（内外判定基準）は、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から、「役務の提供を受ける者の住所等」とされています。このため、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

また、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

～「特定役務の提供」について～

国外事業者が、国内において、対価を得て他の事業者に対して行う映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う「特定役務の提供」については、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ&A等をご覧ください。

○ 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

長期割賦販売等に該当する資産の譲渡等を行った場合における資産の譲渡等の時期の特例については、平成30年4月1日以後終了する課税期間から廃止されました。

なお、経過措置により、平成30年4月1日前に長期割賦販売等を行った事業者^(注1)は、令和5年3月31日までに開始する各事業年度（経過措置課税期間）について、延払基準により資産の譲渡等の対価の額を計算することができます^(注2)。

(注) 1 平成30年4月1日前に長期割賦販売等に係る契約をしている場合は、当該長期割賦販売等に係る資産の譲渡等が同日以後であったとしても、当該経過措置の対象となります。

2 経過措置課税期間後に賦払金の残額がある場合は、賦払金残額を一括して課税売上上に計上するなど所要の措置が講じられております。

❖ 作成した申告書は提出期限内に納税地を所轄する税務署に提出してください。
ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含み
ます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要は
ありません。

※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後
6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出
する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定すること
もできます。

❖ 基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人（以下「新設法人」
といいます。）及び消費税課税事業者選択届出書を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書
を提出する必要があります。

また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以
下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当する法人（以下「特定新規設立法人」といいます。）
については、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又
は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当する
こと。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある
法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5
億円を超えていること。

※ 次の①又は②の課税期間中に調整対象固定資産（購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円
以上の固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた課税期間の確定申告を一般課税で行った場合、その課
税期間の初日から原則として3年間は、新設法人及び特定新規設立法人については納税義務が免除されず、課税事
業者を選択した法人については免税事業者となることができませんので、確定申告書を提出する必要があります。

また、この間は簡易課税制度を適用することもできません。

① 新設法人及び特定新規設立法人については、基準期間がない各課税期間中

② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した法人については、課税事業者となった日から2年を経過する日
までの間に開始した各課税期間中

❖ 一般課税において確定申告を行う課税期間について、①高額特定資産（購入価額から消費税等に相当する
金額を除いた金額が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）の仕入れ等を行った場合、又は、②
自己建設高額特定資産（他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産と
して、自ら建設等をした高額特定資産）の仕入れ等を行った場合は、それぞれ次の①又は②の各課税期間中
は納税義務が免除されず、確定申告書を提出する必要があります。また、この間は簡易課税制度を選択して
申告することもできません。

① 高額特定資産の仕入れ等を行った場合

⇒ 高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等を行っ
た課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間

② 自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合（当該自己建設高額特定資産の建設等に要した原材料
費及び経費の額（消費税等に相当する金額を除く）が1,000万円以上となった場合をいいます。）に該
当することとなった場合

⇒ 自己建設高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなった課税期間の翌課税期間か
ら、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課
税期間までの各課税期間

❖ 免税事業者に該当する法人が、確定申告書を提出して還付を受けようとする場合には、原則、還付を受け
ようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がありますの
でご注意ください。

❖ 申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。

また、税務署から送付された申告書に中間納付税額及び中間納付譲渡割額が印字されている場合でも、そ
の全部又は一部が納付されていないときは、速やかに納付してください。

なお、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課されます。

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

また、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである 9 月決算法人を例に記載方法を説明します。

設 例

震商会(株)の当課税期間（平成30年10月1日～令和元年9月30日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。なお、旧税率（3%又は4%）が適用された取引はありません。

1	課税期間中の売上高	(単位：円)
(1)	課税売上高(税込み)	395,000,000
(2)	免税売上高	11,000,000
(3)	非課税売上高	8,000,000
2	売上対価の返還等の金額(課税売上げに係るもの(税込み))	18,500,000
3	課税期間中の課税仕入れの金額(税込み)	308,500,000
4	仕入対価の返還等の金額(課税仕入れに係るもの(税込み))	12,500,000
5	貸倒処理した金額(税込み)	1,300,000
6	中間納付消費税額	1,500,000
7	中間納付地方消費税額	404,700

II 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

■ 1 「課税標準額①」欄

課税売上高(税込み)に $\frac{100}{108}$ を掛けて、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

$$395,000,000 \text{円(課税売上高(税込み))} \times \frac{100}{108} = 365,740,740 \text{円} \rightarrow 365,740,000 \text{円(千円未満切捨て)}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税標準額を計算します。

■ 2 「消費税額②」欄

1で算出した課税標準額に6.3%を掛けて消費税額を計算します。

$$365,740,000 \text{円(課税標準額)} \times 6.3\% = 23,041,620 \text{円}$$

《消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》

① 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額の1円未満の端数を処理した後の金額を明示し、その端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）（以下「平成15年改正省令」といいます。）附則第2条第3項の方法）を適用する場合は、税込価格を合計した金額からその消費税及び地方消費税相当額の累計額を控除した残額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、領収書等に明示した消費税及び地方消費税相当額の累計額に $\frac{6.3}{8}$ を掛けて計算します。

② 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、本体価格と消費税及び地方消費税相当額とを区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（平成15年改正省令附則第2条第2項の方法（旧規則第22条第1項））を適用する場合は、本体価格を合計した金額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、本体価格と区分して領収した消費税及び地方消費税相当額の累計額に $\frac{6.3}{8}$ を掛けて計算します。

総額表示義務の対象となる取引については、平成26年4月1日以後に行った課税資産の譲渡等から旧規則第22条第1項の規定を適用することができます。また、同日以後は消費税転嫁対策特別措置法第10条第1項《総額表示義務に関する消費税法の特例》の規定の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして②の経過措置が適用されます。

■ 3 「控除過大調整税額③」欄及び「控除対象仕入税額④」欄

この欄は付表2から転記しますので、ここで付表2を作成します。

❖「付表2」の作成

(1) 「課税売上額(税抜き)①」欄

$$\begin{array}{r} \text{課税売上高 (税込み)} \qquad \qquad \qquad \text{売上対価の返還等 (税込み)} \\ 395,000,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} - 18,500,000 \text{ 円} \times \frac{100}{108} = 348,611,111 \text{ 円} \end{array}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ を乗じた金額が①欄の金額となります。

(2) 「免税売上額②」欄

課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条及び第8条並びに租税特別措置法等の規定により、消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額を記載します。

設例の場合は、免税売上高 11,000,000 円を記載します。

(注) 国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や、海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は、課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われますから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③」欄に記載します。

(3) 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記載します。
設例の場合は、非課税売上高 8,000,000 円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権(資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。)の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 「課税売上割合 (④ / ⑦)」欄

$$\begin{aligned} &= \frac{348,611,111 \text{ 円 (課税売上額 (税抜き))} + 11,000,000 \text{ 円 (免税売上額)}}{348,611,111 \text{ 円 (課税売上額 (税抜き))} + 11,000,000 \text{ 円 (免税売上額)} + 8,000,000 \text{ 円 (非課税売上額)}} \\ &= \frac{359,611,111 \text{ 円 (④欄)}}{367,611,111 \text{ 円 (⑦欄)}} = 97.823\cdots\% \geq 95\% \end{aligned}$$

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(5) 「課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)⑧」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

$$\begin{array}{r} \text{課税仕入れの金額 (税込み)} \qquad \qquad \qquad \text{仕入対価の返還等 (税込み)} \\ 308,500,000 \text{ 円} \qquad \qquad \qquad - \qquad \qquad \qquad 12,500,000 \text{ 円} \qquad \qquad \qquad = \qquad \qquad \qquad 296,000,000 \text{ 円} \end{array}$$

(注1) 国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」については、「登録国外事業者」から受けたもののみが仕入税額控除の対象となりますのでご注意ください。

(注2) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額(税込み)を記載します。

(6) 「課税仕入れに係る消費税額⑨」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\boxed{\text{課税仕入れに係る支払対価の額 (仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}} \times \frac{6.3}{108} - \boxed{\text{仕入対価の返還等の金額 (税込み)}} \times \frac{6.3}{108} = \boxed{\text{課税仕入れに係る消費税額}}$$

(設例の場合)

$$308,500,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} - 12,500,000 \text{ 円} \times \frac{6.3}{108} = 17,266,667 \text{ 円}$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑩」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額⑬」欄に記載します。

(7) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑮」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑯～⑲」欄

❖ **課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合**は、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、⑭欄の金額をそのまま⑮欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が97.823...%ですので⑭欄の17,266,667円をそのまま⑮欄に記載します。

(注) ここでいう課税売上高は、「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。

なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

❖ **課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合**は、適用する控除方式に応じて記載します。

イ **個別対応方式の場合**は、課税仕入れ等の税額のうち課税売上げにのみ要するものを⑯欄に、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものを⑰欄に記載し、⑱欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

ロ **一括比例配分方式の場合**は、⑲欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

(8) 「差引・控除対象仕入税額⑳」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉒欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉓」欄に記載します。

(9) 「貸倒回収に係る消費税額㉔」欄

前課税期間までに貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

付表2の作成が終わったら、次のとおり申告書に必要な項目を転記し、申告書の残りの項目の計算に戻ります。

転記元項目	転記先項目
付表2の④欄の金額	申告書の⑮欄
付表2の⑦欄の金額	申告書の⑯欄
付表2の㉒欄の金額	申告書の④欄
付表2の㉓㉔欄の合計額	申告書の③欄

■ 4 「返還等対価に係る税額⑤」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

$$18,500,000 \text{ 円 (売上対価の返還等の金額(税込み))} \times \frac{6.3}{108} = 1,079,166 \text{ 円 (1円未満切捨て)}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 5 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

$$1,300,000 \text{ 円 (貸倒金額)} \times \frac{6.3}{108} = 75,833 \text{ 円 (1円未満切捨て)}$$

■ 6 「差引税額⑨」欄又は「控除不足還付税額⑧」欄

表示の計算式により消費税の差引税額又は控除不足還付税額を計算します。

- 7 「中間納付税額⑩」欄
中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額^(注)を記載します（設例の場合 1,500,000 円）。
(注) 1 当該課税期間における中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額の合計額を記載します。
2 税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。
- 8 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄
表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

III 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

- 1 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑬」欄又は「控除不足還付税額⑰」欄
申告書「差引税額⑨」欄の金額又は「控除不足還付税額⑧」欄の金額を転記します。
- 2 「譲渡割額・納税額⑳」欄又は「還付額⑲」欄
申告書「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑬」欄又は「控除不足還付税額⑰」欄の金額に $\frac{17}{63}$ を乗じて計算します。
- 3 「中間納付譲渡割額㉑」欄
中間申告した譲渡割額がある場合に、その金額の合計額^(注)を記載します（設例の場合 404,700 円）。
(注) 1 当該課税期間における中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額の合計額を記載します。
2 税務署から送付した申告書の「中間納付税額⑩」欄に中間納付税額が印字されている場合は、この欄も印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付譲渡割額は印字されません。
- 4 「納付譲渡割額㉒」欄又は「中間納付還付譲渡割額㉓」欄
表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。
- 5 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額㉔」欄
(⑪+⑫) - (⑧+⑬+⑲+⑳) の計算式で計算した金額を記載します（還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。「△」は記載しないでください。）。

IV 「納税地」欄等の記載

- 1 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。ただし、本店等の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をカッコ書で記載します。
- 2 「法人名」欄には、法人の名称を記載します。なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合は、被合併法人名を合併法人名の下にかっこ書で記載します。
- 3 「法人番号」欄には、国税庁長官から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。
- 4 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。
- 5 「自^{平成}_{令和}年月日至^{平成}_{令和}年月日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。
(注) 元号欄について、「平成」又は「令和」を○印で囲んでください。なお、○印で囲んでいない場合でも、有効な申告書として取り扱います。
- 6 「課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書」欄の()には「確定」と記載します。なお、仮決算による中間申告をする場合は「中間」と記載します。

V 「付記事項」欄等の記載

- 1 「付記事項」欄及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付すとともに、基準期間の課税売上高を記載してください。
 - ・ 「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄には、その売上げの一部について課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（平成 15 年財務省令第 92 号附則第 2 条）を適用する売上げがある場合に「有」欄に○印を付してください（4 ページ点線枠内参照）。
 - ・ 「特定課税仕入れに係る別表の提出有」欄には、別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を提出する場合に、○印を付してください。
 - ・ 「基準期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載してください。
- 2 「①及び②の内訳」欄には、「3%分」、「4%分」又は「6.3%分」が適用される課税資産の譲渡等に係る課税標準額及び消費税額を、それぞれの区分に応じた欄に記載してください。
- 3 「⑰又は⑱の内訳」欄には、地方消費税の課税標準となる消費税額を「4%分」又は「6.3%分」の区分に応じた欄に記載してください。
- 4 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額⑳」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関名等を記載してください。
- 5 「税理士法第 30 条の書面提出有」欄及び「税理士法第 33 条の 2 の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

VI 「翌年以降送付不要」欄の記載

「翌年以降送付不要」欄（申告書用紙右上）は、市販の会計ソフトウェアを使用していること等により、翌年以降、税務署からの申告書用紙の送付を不要とする場合に○印を付してください。

◇ 「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中に丁寧に記入してください。

（記入例） ○ 良い例



× 悪い例



- 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について
社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。
国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



第27-(1)号様式

令和元年11月29日 麴町 税務署長殿

納税地 千代田区霞が関〇-〇-〇
(電話番号 03 - 0000 - 0000)

(フリガナ) カスミョウカイ カブシキガイシャ

法人名 霞商会 株式会社

法人番号 100002000000000000

(フリガナ) カスミ タロウ

代表者氏名 霞 太郎

※ 一連番号 翌年以降送付不要

申告年月日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印

指導年月日 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

相談 区分1 区分2 区分3

法人用

平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 30 年 10 月 1 日
至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
の場合の
対象期間 至 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十一円	
課税標準額	①	365740000	03
消費税額	②	23041620	06
控除過大調整税額	③		07
控除	④	17266667	08
返還等対価に係る税額	⑤	1079166	09
貸倒れに係る税額	⑥	75833	10
控除税額小計	⑦	18421666	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	4619900	15
中間納付税額	⑩	1500000	16
納付税額	⑪	3119900	17
中間納付還付税額	⑫		18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
差引納付税額	⑭		20
課税売上	⑮	35961111	21
割合	⑯	36761111	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	4619900	52
還付額	⑲		53
納税額	⑳	1246600	54
中間納付譲渡割額	㉑	404700	55
納付譲渡割額	㉒	841900	56
中間納付還付譲渡割額	㉓		57
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
差引納付額	㉕		59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	3961800	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	<input checked="" type="checkbox"/>	一括比例配分方式	41
①及び②の内訳	課税標準額					
	消費税額					
③の内訳	3%分	千円				
	4%分	千円				
④の内訳	6.3%分	365,740 千円	23,041,620 円			
⑤の内訳	4%分					
	6.3%分		4,619,900 円			
還す付る金を受けよ	銀行		本店・支店			
	金庫・組合		出張所			
	農協・漁協		本所・支所			
預金	口座番号					
ゆうちょ銀行の貯金記号番号		-				
郵便局名等						
※税務署整理欄						
税理士署名押印	(電話番号 - -)					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	30・10・1 ~ 1・9・30	氏名又は名称	霞商会 株式会社
項 目		金 額			
	課税売上額(税抜き)	①	348,611,111		円
	免税売上額	②	11,000,000		
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④	359,611,111		※申告書の⑬欄へ
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤	359,611,111		
	非課税売上額	⑥	8,000,000		
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦	367,611,111		※申告書の⑯欄へ
	課税売上割合(④/⑦)		[97.82 %]		※端数切捨て
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧	296,000,000		※注2参照
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨	17,266,667		※注3参照
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩			※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください
	特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪			※注3参照
	課税貨物に係る消費税額	⑫			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)	⑭	17,266,667		
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮	17,266,667		
課税5億円超又は 95%未満の場合	個別対応方式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯		
		⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰		
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑯ + (⑰ × ④ / ⑦)]	⑱		
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑭ × ④ / ⑦)	⑲		
控除の 税調 額整	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑			
差 引	控除対象仕入税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がプラスの時	㉒	17,266,667		※申告書の④欄へ
	控除過大調整税額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がマイナスの時	㉓			※申告書の③欄へ
	貸倒回収に係る消費税額	㉔			※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑱欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{9} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{11} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑱欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ㉓欄と㉔欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

《特定課税仕入れがある場合の申告書の作成手順》

2ページ上部記載の申告書の作成手順に加え、別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を作成します。申告書の作成に当たっては、2～3ページに記載している注意事項等にご留意ください。

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

また、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである9月決算法人を例に記載方法を説明します。

設例

錦商会(株)の当課税期間（平成30年10月1日～令和元年9月30日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。なお、旧税率（3%又は4%）が適用された取引はありません。

1	課税期間中の売上高	(単位：円)
(1)	課税売上高（税込み）	294,000,000
(2)	免税売上高	11,000,000
(3)	非課税売上高	24,000,000
2	課税期間中の課税仕入れの金額（税込み）	222,400,000
(内訳)	課税売上げにのみ要するもの	166,600,000
	非課税売上げにのみ要するもの	11,560,000
	課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	44,240,000
3	課税期間中に受けた事業者向け電気通信利用役務の提供（特定課税仕入れ）の金額	2,800,000
(内訳)	課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	2,800,000
4	中間納付消費税額	2,700,000
5	中間納付地方消費税額	728,500

II 別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」の作成

特定課税仕入れがある場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額が課税標準となりますので、課税期間中の課税仕入れを、特定課税仕入れの金額と特定課税仕入れ以外の金額とに区分して集計します（課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、特定課税仕入れに係る課税仕入れと特定課税仕入れ以外の課税仕入れとに区分して減額する必要があります。）。

- 1 別表の「課税標準額の内訳」の「課税資産の譲渡等の対価の額②」欄
課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ を掛けて計算した金額を記載します。
 $294,000,000\text{円}(\text{課税売上高}(\text{税込み})) \times \frac{100}{108} = 272,222,222\text{円}$
(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ を乗じた金額が②欄の金額となります。
- 2 別表の「課税標準額の内訳」の「特定課税仕入れに係る支払対価の額③」欄
特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載します。
設例の場合は、特定課税仕入れの金額2,800,000円を記載します。
(注) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額が③欄の金額となります。
- 3 別表の「課税標準額①」欄
②欄と③欄の金額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。
 $272,222,222\text{円} + 2,800,000\text{円} = 275,022,222\text{円} \rightarrow 275,022,000\text{円}$ （千円未満切捨て）
(注) 消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置については、4ページ下部点線枠内をご覧ください。
- 4 別表の「返還等対価に係る税額の内訳」の「売上げの返還等対価に係る税額⑤」欄及び「特定課税仕入れの返還等対価に係る税額⑥」欄
課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合は、その金額に含まれる税額を「売上げの返還等対価に係る税額⑤」欄に、特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額がある場合は、その金額に係る税額を「特定課税仕入れの返還等対価に係る税額⑥」欄に記載します。
(注) 売上金額又は特定課税仕入れの金額から、売上対価の返還等の金額又は特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。
- 5 別表の「返還等対価に係る税額④」欄
⑤欄と⑥欄の合計金額を記載します。
- 6 別表の「②及び③の内訳」欄
「3%分」、「4%分」又は「6.3%分」が適用される課税資産の譲渡等の対価の額をそれぞれの区分に応じ記載するとともに、特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載してください。さらに、それぞれの区分の合計金額を「合計」欄に記載してください。

Ⅲ 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の作成

「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

別表「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」の作成が終わったら、次のとおり申告書に必要な事項を転記します。

転記元項目	転記先項目
別表の①欄の金額	申告書の①欄
別表の④欄の金額	申告書の⑤欄

■ 1 「消費税額②」欄

「課税標準額①」欄の金額に6.3%を掛けて消費税額を計算します。

$$275,022,000\text{円 (課税標準額)} \times 6.3\% = 17,326,386\text{円}$$

■ 2 「控除過大調整税額③」欄及び「控除対象仕入税額④」欄

この欄は付表2から転記しますので、ここで付表2を作成します。

❖ 「付表2」の作成

(1) 「課税売上額(税抜き)①」欄

課税売上高(税込み)

$$294,000,000\text{円} \times \frac{100}{108} = 272,222,222\text{円}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ を乗じた金額が①欄の金額となります。

(2) 「免税売上額②」欄

課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条及び第8条並びに租税特別措置法等の規定により、消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額を記載します。

設例の場合は、免税売上高11,000,000円を記載します。

(注) 国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や、海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は、課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われますから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③」欄に記載します。

(3) 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高24,000,000円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権(資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。)の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 「課税売上割合(④/⑦)」欄

$$= \frac{272,222,222\text{円 (課税売上額 (税抜き))} + 11,000,000\text{円 (免税売上額)}}{272,222,222\text{円 (課税売上額 (税抜き))} + 11,000,000\text{円 (免税売上額)} + 24,000,000\text{円 (非課税売上額)}} \\ = \frac{283,222,222\text{円 (④欄)}}{307,222,222\text{円 (⑦欄)}} = 92.188\cdots\% < 95\%$$

(注1) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(注2) 課税売上割合の計算上は、課税標準となる特定課税仕入れに係る金額を考慮する必要はありません。また、国外事業者においては、「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」に係る金額を考慮する必要はありません。

(5) 「課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)⑧」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

設例の場合は、課税仕入れの金額(税込み)222,400,000円を記載します。

(注1) 国内で行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」については、「登録国外事業者」から受けたもののみが仕入税額控除の対象となりますのでご注意ください。

(注2) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額(税込み)を記載します。

(6) 「課税仕入れに係る消費税額⑨」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\boxed{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}} \times \frac{6.3}{108} - \boxed{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}} \times \frac{6.3}{108} = \boxed{\text{課税仕入れに係る消費税額}}$$

(設例の場合)

$$\text{課税仕入れの金額(税込み)} \\ 222,400,000\text{円} \times \frac{6.3}{108} = 12,973,333\text{円}$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑩」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額③」欄に記載します。

(7) 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑩」欄

課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

設例の場合は、特定課税仕入れの金額2,800,000円を記載します。

(注) 特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接特定課税仕入れの金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額を記載します。

(8) 「特定課税仕入れに係る消費税額⑪」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れの返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} - \text{特定課税仕入れの返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} = \text{特定課税仕入れに係る消費税額}$$

(設例の場合)

$$2,800,000 \text{円} \times \frac{6.3}{100} = 176,400 \text{円}$$

(9) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑮」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑯～⑲」欄

設例の場合、課税期間中の課税売上割合が92.188...%ですので、個別対応方式又は一括比例配分方式により控除税額を計算します。設例においては、個別対応方式を選択します。

(イ) 「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの⑯」欄

$$\text{課税仕入れのうち課税売上げにのみ要するもの} \\ 166,600,000 \text{円} \times \frac{6.3}{108} = 9,718,333 \text{円}$$

(ロ) 「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑰」欄

$$\text{課税仕入れのうち共通して要するもの} \\ 44,240,000 \text{円} \times \frac{6.3}{108} = 2,580,666 \text{円}$$

$$\text{特定課税仕入れのうち共通して要するもの} \\ 2,800,000 \text{円} \times \frac{6.3}{100} = 176,400 \text{円}$$

$$2,580,666 \text{円} + 176,400 \text{円} = 2,757,066 \text{円}$$

(ハ) 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額⑱」欄

$$9,718,333 \text{円} + (2,757,066 \text{円} \times \frac{283,222,222 \text{円}(\text{④欄})}{307,222,222 \text{円}(\text{⑦欄})}) = 12,260,018 \text{円}$$

(10) 「差引・控除対象仕入税額⑳」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉒欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉓」欄に記載します。

(11) 「貸倒回収に係る消費税額㉔」欄

前課税期間までに貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

付表2の作成が終わったら、次のとおり申告書に必要な項目を転記し、申告書の残りの項目の計算に戻ります。

転記元項目	転記先項目
付表2の④欄の金額	申告書の⑮欄
付表2の⑦欄の金額	申告書の⑯欄
付表2の⑳欄の金額	申告書の④欄
付表2の㉓㉔欄の金額	申告書の③欄

■ 3 「差引税額㉑」欄又は「控除不足還付税額㉒」欄

表示の計算式により消費税の差引税額又は控除不足還付税額を計算します。

■ 4 「中間納付税額㉓」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額(注)を記載します(設例の場合2,700,000円)。

- (注) 1 当該課税期間における中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額の合計額を記載します。
2 税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。

■ 5 「納付税額㉕」欄又は「中間納付還付税額㉖」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

7ページ「Ⅲ「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載」を参考に記載してください。

「納税地」欄等の記載

7ページ「Ⅳ「納税地」欄等の記載」以降を参考に記載してください。

なお、「参考事項」欄の「特定課税仕入れに係る別表の提出有」欄に○印を付してください。

令和元年11月29日 神田 税務署長殿

納税地 千代田区神田錦町〇-〇
(電話番号 03 - 0000 - 0000)

(フリガナ) ニシキショウカイ カブシキガイシャ
法人名 錦商会 株式会社

法人番号 2000300000000000

(フリガナ) ニシキ ジロウ
代表者氏名 錦 次郎

一連番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

指 導 年 月 日 相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3

令和 年 月 日

法人用 平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 30 年 10 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 平成 1 年 9 月 30 日

中間申告 自 平成 年 月 日

対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①						2	7	5	0	2	2	0	0	0	03
消費税額	②						1	7	3	2	6	3	8	6	06	
控除過大調整税額	③														07	
控除税額	控除対象仕入税額	④					1	2	2	6	0	0	1	8	08	
	返還等対価に係る税額	⑤													09	
	貸倒れに係る税額	⑥													10	
控除税額小計	⑦						1	2	2	6	0	0	1	8		
控除不足還付税額	⑧														13	
差引税額	⑨						5	0	6	6	3	0	0	15		
中間納付税額	⑩						2	7	0	0	0	0	0	16		
納付税額	⑪						2	3	6	6	3	0	0	17		
中間納付還付税額	⑫												0	0	18	
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬													19	
	差引納付税額	⑭											0	0	20	
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮					2	8	3	2	2	2	2	2	21	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯					3	0	7	2	2	2	2	2	22	
この申告書による地方消費税の税額の計算																
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰													51	
	差引税額	⑱					5	0	6	6	3	0	0	52		
譲渡割額	還付額	⑲													53	
	納税額	⑳					1	3	6	7	0	0	0	54		
中間納付譲渡割額	⑳ - ㉑	㉑					7	2	8	5	0	0	55			
納付譲渡割額	㉑ - ㉒	㉒					6	3	8	5	0	0	56			
中間納付還付譲渡割額	㉒ - ㉓	㉓										0	0	57		
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔												58		
	差引納付譲渡割額	㉕										0	0	59		
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖						3	0	0	4	8	0	0	60		

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/>	有	<input checked="" type="radio"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満の法	控除税額	<input checked="" type="radio"/>	個別対応方式		41
		上記以外	<input type="radio"/>	一括配分方式		
①及び②の内訳	特定課税仕入れに係る別表の提出有	<input checked="" type="radio"/>	基準期間の課税売上高	260,000	千円	
①又は②の内訳	区分	課税標準額	消費税額			
	3%分	千円	円			
	4%分	千円	円			
	6.3%分	275,022	千円	17,326,386	円	
	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
	4%分		円			
	6.3%分		5,066,300	円		
還す付るを金融機関と等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
	※税務署整理欄					
	税理士署名押印	(電話番号 - -)				
<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

第27-(3)号様式

特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書

納税地	千代田区神田錦町〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ) 名称 又は屋号	ニシキショウカイ カブシキガイシャ 錦商会 株式会社
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	ニシキ ジロウ 錦 次郎

整理番号	□□□□□□□□□□
------	------------

自 平成 30 年 10 月 1 日
至 平成 1 年 9 月 30 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日
の場合の
対象期間 至 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日

課税標準額	課税標準額の内訳	課税標準額	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円														
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩					
	課税資産の譲渡等の対価の額	①	□	□	□	□	□	2	7	5	0	2	2	0	0	0	0
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	②	□	□	□	□	□	2	7	2	2	2	2	2	2	2	2
	返還等対価に係る税額	③	□	□	□	□	□	□	2	8	0	0	0	0	0	0	0
控除税額	返還等対価に係る税額	④	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		⑥	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

②及び③の内訳	区分	3%分			4%分			6.3%分					
		課税標準額	課税資産の譲渡等の対価の額	特定課税仕入れに係る支払対価の額	合計	課税標準額	課税資産の譲渡等の対価の額	特定課税仕入れに係る支払対価の額	合計	課税標準額	課税資産の譲渡等の対価の額	特定課税仕入れに係る支払対価の額	合計
	課税資産の譲渡等の対価の額	0 円	0 円	272,222,222 円									
	特定課税仕入れに係る支払対価の額			2,800,000 円									
	合計	0 千円	0 千円	275,022 千円									

◎ この別表は、当課税期間について、次のイからハの全てに該当する場合に提出が必要です。

イ 一般課税により申告する(簡易課税制度の適用を受けない)。

ロ 課税売上割合が95%未満である。

ハ 特定課税仕入れがある。

当課税期間について、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合は、特定課税仕入れを行ったとしても、その特定課税仕入れはなかったものとされます。

(イ) 一般課税により申告する課税期間であって、その課税売上割合が95%以上である課税期間

(ロ) 簡易課税制度の適用を受ける課税期間

したがって、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間の確定申告では、その特定課税仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれませんので、原則、この別表の提出は必要ありません。

ただし、(イ)又は(ロ)に該当する課税期間であっても、前課税期間以前の課税期間において、特定課税仕入れに係る課税標準額について申告を行った事業者で、当課税期間に、その特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたときは、この別表の提出が必要です。

別表 平成二十七年十月一日以後終了課税期間分

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	30・10・1 ~ 1・9・30	氏名又は名称	錦商会 株式会社
項 目				金 額	
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①	272,222,222	円	
	免 税 売 上 額	②	11,000,000		
	非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額	③			
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (① + ② + ③)	④	283,222,222	※申告書の⑬欄へ	
	課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (④ の 金 額)	⑤	283,222,222		
	非 課 税 売 上 額	⑥	24,000,000		
	資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤ + ⑥)	⑦	307,222,222	※申告書の⑭欄へ	
	課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		[92.18 %]	※端数切捨て	
	課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 (税 込 み)	⑧	222,400,000	※注2参照	
	課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 (⑧ × 6.3 / 108)	⑨	12,973,333	※注3参照	
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額	⑩	2,800,000	※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある 事業者のみ記載してください	
	特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 消 費 税 額 (⑩ × 6.3 / 100)	⑪	176,400	※注3参照	
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑫			
	納 税 義 務 の 免 除 を 受 け ない (受 け る) こ と と な っ た 場 合 に お け る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑬			
	課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨ + ⑪ + ⑫ ± ⑬)	⑭	13,149,733		
	課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 かつ 、 課 税 売 上 割 合 が 9 5 % 以 上 の 場 合 (⑭ の 金 額)	⑮			
課 税 売 上 高 が 5 億 円 超 又 は 9 5 % 未 満 の 場 合	⑮ の うち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	9,718,333		
	⑮ の うち、課税売上げと非課税売上げに 共 通 し て 要 す る も の	⑰	2,757,066		
	個 別 対 応 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 [⑯ + (⑰ × ④ / ⑦)]	⑱	12,260,018		
	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 (⑮ × ④ / ⑦)	⑲			
控 除 の 税 調 整 額	課 税 売 上 割 合 変 動 時 の 調 整 対 象 固 定 資 産 に 係 る 消 費 税 額 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	⑳			
	調 整 対 象 固 定 資 産 を 課 税 業 務 用 (非 課 税 業 務 用) に 転 用 し た 場 合 の 調 整 (加 算 又 は 減 算) 額	㉑			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑱、⑲) 又 は (⑲ の 金 額) ± ⑳ ± ㉑] が プ ラ ス の 時	㉒	12,260,018	※申告書の④欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑱、⑲) 又 は (⑲ の 金 額) ± ⑳ ± ㉑] が マ イ ナ ス の 時	㉓		※申告書の③欄へ	
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉔		※申告書の③欄へ	

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{9} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{6.3}{108} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)} \times \frac{6.3}{108} \right)$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{11} = \left(\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{6.3}{100} \right) - \left(\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{6.3}{100} \right)$$

4 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。

5 ㉒欄と㉓欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)